

Vol.114

今回は 資産税

会員相談室

相談委員 富岡 俊明 (王子)

相談事例
紹介

電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



限定承認を受けた場合の相続税 及び譲渡所得の申告について

事例 1

甲は、友人乙がA銀行から建物建築資金3,000万円を借り入れる際に乙から懇請され、当該借入金に係る保証人となっていた。甲の子丙は、甲に相続が開始したので、甲の財産及び債務を調べたところ、資産は実勢価格2,500万円の土地のみであった。なお、甲の相続人は丙のみである。甲の死亡時において乙は資力喪失の常況にあることも判明し、また、丙はA銀行から甲に対してなされていた保証債務の履行を求められた。そこで丙は、家庭裁判所に限定承認の手続きをして承認された。丙はどのように申告すればよいか。

回答

甲の財産は、土地（実勢価格2,500万円）のみであり、その価額は相続税の基礎控除の額3,600万円以内であるから、丙に相続税の申告義務はない。

一方、所得税に係る申告については、丙が甲に係る相続を限定承認したため、所得税法第59条第1項第一号の規定により、甲は、相続したときの時価により甲の相続財産である土地を譲渡したものとみなされる。

したがって、丙は甲の準確定申告において、時価による資産の譲渡があったものとし、当該譲渡について所得税法第64条第2項に規定する保証債務を履行するための資産の譲渡に係る特例（以下、本稿において「本件特例」という。）を適用して申告することができると考え。

検討

1 限定承認とは、相続人が相続によって承継した財産を責任の限度として被相続人の債務及び遺贈の義務を負担することを留保した上で、相続の承認をすることである（民法922）。

限定承認の手続きは、相続人が熟慮期間内に相続財産目録を作成し、相続人全員で家庭裁判所に限定承認の申述をする（民法923、924）。

限定承認者は、すべての相続財産に属する債務の債権者及び受遺者に対し限定承認をしたこと及び一定期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない（民法927）。以上の手続きを経て、相続財産を売却する必要があるときは原則として競売に付して換価し、その代金をもって債権者等に弁済し、最終的に残余があれば相続人に帰属する。

また、相続財産で弁済しきれなかった債務は相続人が承継するものの、相続人は責任を負わず、債権者は相続人固有の財産に強制執行をすることができない。

2 限定承認をすると、所得税法第59条第1項第一号の規定により、被相続人に帰属する譲渡所得の基因となる資産について、相続開始時の時価によって譲渡したものとみなされる。

ところで、譲渡所得に対する課税制度の本質は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移動するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。」と解されている。（注1）

この論理からすると、資産の移転を有償であることとするのは必ずしも譲渡所得課税の要件とはならない。したがって、相続を原因として、被相続人から相続人へ譲渡所得の基因となる資産の移転があったときは、譲渡所得に係る課税と相続税とが同時に課税されることとなる。

しかしながら、このような税制は国民の理解を得られず、現行所得税法は、相続の限定承認や法人に対する贈与等によって資産の移転があった場合に限り当該資産の値上がり益の清算をすることにされている。

当該規定の趣旨は、限定承認をした相続人の税負担の軽減と考えられる。すなわち、上記1のとおり、相続財産が限定承認をした相続人に承継されることは単純相続と変わりはない。そして相続

財産の清算に係る譲渡は、被相続人から当該相続人に当該資産の所有権が移転した後になされるから、当該譲渡に係る所得は相続人に帰属することとなり、租税負担をその相続人が負うのが原則である。その結果は、相続によって承継した財産の範囲内で被相続人の債務を弁済する旨の限定承認制度の趣旨を逸脱するものになってしまう。

そのため、所得税法は、限定承認があった場合には、譲渡所得の基因となる資産について、相続開始の時に時価により譲渡があったものとみなし、当該譲渡に係る値上がり益に係る租税負担は、被相続人が負い、相続人が相続財産の範囲内で納税することとしたものと考えられる。したがって、当該譲渡に係る租税負担は、被相続人の相続税の申告上債務控除することができ、また、相続人はその時の時価によって資産を承継したのものとして資産の取得費を構成するものと解される。

なお、法人に対する贈与について、その贈与の時の時価で譲渡したものとみなされる趣旨は、その贈与の時以外に値上り益の清算の機会を失うためと考えられている。

3 上記みなし譲渡について、本件特例の適用の可否について検討する。

所得税法は、資産の譲渡による所得を譲渡所得とし（所法33）、その総収入金額に算入すべき金額について「別段の定めがあるものを除き」その年において収入すべき金額とする旨規定している（所法36①）。また、本件特例は、上記の別段の定めと解され、①保証債務を履行するために資産の譲渡があった場合において、②その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなった金額については譲渡がなかったものとみなすこととしている。

なお、本件特例は、たな卸資産等の譲渡所得の基因とならない資産を除くものとし、また、不動産貸付等で譲渡に該当する行為を含むものとしているものの限定承認に係る譲渡を除外していない。

限定承認に係る譲渡は、多くの場合、相続人による相続財産の清算行為の過程によって換価され、その換価代金が債務の弁済に充当されるものと考えられる。その清算行為の課程において、①被相続人の保証債務を履行したものであり、上記のとおりその清算過程で生じた当該譲渡所得は被相続人に帰属すること及び本件特例の適用要件においてみなし譲渡の場合を除外していないのであるから、本件特例の規定は適用され得ると考える。

本件の場合、主たる債務者乙は、資力喪失の常況にあるというのであるから、②保証債務の履行に係る求償権はその全部が行使できないこととなったものと考えられ、本件特例の規定の適用要件をすべて充足していると考え。



単純承認と保証債務の履行に係る 譲渡所得について

事例 2

事例1において、丙が甲の相続について単純承認をした後に相続財産である土地を譲渡して保証債務を履行した場合の譲渡所得はどのように課税されるか。

回答

丙は、本件特例を適用して所得税の確定申告をすることができる。

検討

1 保証債務は丙に承継されるか
被相続人に帰属する一切の権利義務は相続人に承継されるのが原則であるが、被相続人一身に専属するものは承継されない（民法896）。継続的保証契約のように、債務者と保証人の個人的信頼関係に基づいて広範かつ内容不確定な責任を負う保証人の地位は相続されないと解される。（注2）

本件の保証契約は、乙とA銀行との間の特定の債権債務に係るものであるから、甲が締結した保証契約は相続によって丙に承継される。

2 丙は、甲の保証債務を承継し当該保証債務の履行した結果、乙に対して求償権を取得したが、乙

は資力喪失の常況にあることから求償権の行使は全部できないと想定される。

そうすると、本件特例の規定の適用要件（事例1の3）をすべて充足すると考えられる。



保証人が主たる債務者の債務を 相続した場合の保証債務の履行に係る 譲渡所得について

事例 3

父甲が事業資金3,000万円をA銀行から借り入れる際に、子である私乙は保証人となった。甲に相続が開始したので相続の単純承認をした。A銀行から甲の債務3,000万円の返済を求められたので、相続財産である土地を譲渡して全額弁済に充てた。

乙は、保証債務の履行に係る特例の規定の適用を受けることができるか。

回答

乙は、当該譲渡に係る譲渡所得金額の計算上本件特例の適用を受けることはできない。

検討

1 相続人は、被相続人の一身に専属したものを除き、相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896）。したがって、質問の事業資金の借入債務は乙に承継されている。

乙は、相続により甲の債務を承継しているためA銀行からの借入金に係る債務者であり、乙が債務者として自己の保有する土地を譲渡し、その代金でA銀行に弁済したものであれば、本件特例の適用要件を充足しない。

2 乙は甲の債務3,000万円を承継したが、これによって乙とA銀行との保証契約が解消されるものではない。したがって、A銀行は、保証人である乙に保証債務の履行を求めることができ、乙は自己の保有する土地を譲渡してその代金をもってA銀行に債務を弁済したのであるから、保証債務を履行したものと認められる。

したがって、乙が保証人の立場で、A銀行に債務者乙の債務を代位弁済したもので、本件特例の適用要件である上記事例1の3に述べた①の要件を充足している。

次に求償権の全部又は一部が行使不能か検討する。

事例3の場合、保証人である乙は当該弁済に係る求償権を債務者である乙に対して取得することとなる。したがって、一個の債権について債権者たる地位（求償権者たる地位）と債務者たる地位が同一人に帰属することとなる。このような場合、乙の求償権の履行は右のポケットから左のポケットに金銭を移動させるようなもので意味がない。そこで、民法第520条は、一個の債権について債権者たる地位と債務者たる地位が同一人に帰属することとなる事例3のような場合、当該求償権が第三者の権利の目的となっていない限り混同により消滅する旨規定している。そうすると、乙は保証債務を履行したものの、その求償権は乙自身に対するものであるから、結局、乙は求償権を取得していないと認められ、その結果求償権を行使することができない場合には該当しないこととなる。したがって、前記事例1の②の要件を充足していないので本件特例の規定の適用を受けることはできない。

以上

（注1）最判昭47.12.26 民集26巻10号2083頁

（注2）我妻栄「新訂債権総論」454頁（岩波書店1970年）

注) 内容は、平成30年10月23日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）です。実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。